

第14回遊びのプログラム等に関する専門委員会	資料 1
2018年(平成30年)9月20日	

## 第13回遊びのプログラム等に関する専門委員会 主な指摘事項等

○日時：2018年(平成30年)6月22日(金) 14:30～16:30

○場所：厚生労働省12階 子ども家庭局会議室5

### <議事>

#### (1) 改正児童館ガイドライン(案)について

##### 【第1章 総則】

OP4「遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている」とあるが、「子どもの発達を促す重要な要素がある」とか、子ども自身が発達していくのを後ろから支えていくといった表現の方がよい。

##### 【第5章 児童館の職員】

○1の「児童館活動に関する職務内容」について、すべての児童館職員についても当てはまるということがわかる表現にしたらどうか。

#### (4) 報告書(素案)について

##### 【4. 遊びのプログラムの今後の普及・啓発の方向性について】

○現実の問題として、こどもの城という拠点、場所がなくなってしまったのであれば、その場所の何か代わりになるようなものはやはり必要だと思う。その機能や役割を専門委員会、大型児童館、国などそれぞれがどう担っていくのか、具体的に書かれるとよい。

○遊びのプログラムは、基本的に現場の自主性とか創造性を促すためのものだと思う。遊びのプログラムが、日常へどうつながったか、プログラムを実施した後に現場で何が広がっていったか注目したい。

○こどもの城の良さの一つは、継続しながら成長を見守れたところにあったと思う。何度でも繰り返しチャレンジでき、長い目でみられる継続的なプログラムの内容の開発も大切であると折り込んでほしい。プログラムの出来はすぐに結論が出るものではない。

○例えば、遊びのプログラムをきっかけに子どもたちからこんな遊びが生まれたとか、フィードバックする研修の場が欲しい。

○現場では、日常の業務の忙しさの中で、自分たちの取組についての検証や振り返りまで出来ていない。それをしっかりチェックする機能を有した、今の専門

委員会のようなものが、遊びのプログラムの今後の普及啓発を考えるとときに大変重要なポイントになるのではないか。

#### 【5. 児童館ガイドラインの改正案のポイントと活用方法について】

- 7年前の児童館ガイドラインから今日までの間に児童福祉法が改正されて、子どもの権利条約の内容が含まれたことを踏まえて、子どもの最善の利益ということが子どもの健全育成の分野にも反映されるべきであるし、そのような趣旨ももう少しこの報告書の中に含まれると良い。
- 改正のポイントのところで、より就学前の子育て支援を一つのターゲットとして書き込んだというところを入れていただきたい。
- 児童館ガイドラインの普及に当たって、子ども版ガイドラインをぜひつくりたい。それを使って、職員が子どもと一緒に議論、話し合いができるというようなことができないか。
- 子ども版ガイドラインについては、この専門委員会の中で取組ができたらいいのではないかと考えている。
- 現場でガイドラインがどこまで生かされ参考にされているのか、それを点検する作業は実際難しいこと。提案として、児童館ガイドラインを知る研修（改正の意図やポイント等）を全都道府県で実施することはできないか。
- 「児童館ガイドラインの活用方法について」に「周知」という文言をつけ加えて、周知の具体的な方法にも加えてほしい。そうすると、より周知の必要性がこの報告書の中で示せるのではないか。

#### 【その他】

- 1、児童館未設置市町村をなくす方向性。2、大型児童館の全都道府県設置を目指す。3、児童館職員の呼称について、「児童の遊びを指導する者」を実態に合わせて、正式に児童厚生員ないしはそれに類する呼称に。4、児童福祉法の次の改正時期に、児童福祉法40条の児童厚生施設の条文を、児童館、児童遊園の順に書き改める。4点についてお願いしたい。